

平成 25 年度 第 2 回 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 会議録

日 時	平成26年1月31日（金） 13：30～15：30
会 場	芦屋市福祉センター 3階 会議室 I
出席者	委員長 神部 智司 委員 宮崎 睦雄，森川 太一郎，宮平 太，塚 執，進藤 昌子， 魚崎 須美，片山 恵美子，寺本 慎児 委員以外 脇 朋美，山岸 吉広 事務局 芦屋市地域福祉課 長岡 良徳，細井 洋海，吉川 里香， 南 由優 芦屋市介護保険課 奥村 享央，廣瀬 香 芦屋市高齢福祉課 西中 信也
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	1名

1 議題

- (1)平成 2 5 年度芦屋市権利擁護支援センター事業報告
- (2)養介護施設従事者等虐待対応プロジェクトチームの報告
- (3)その他

2 資料運営委員会

事前資料

平成25年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告（平成25年12月末現在）

当日資料

- 当日配布資料 1 第 2 次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票（推進目標 4）
- 当日配布資料 2 第 6 次芦屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画における権利擁護の位置づけ
- 当日配布資料 3 2013 年度（平成 25 年度）芦屋市権利擁護支援センター事業計画
- 当日配布資料 4 2013 年度（平成 25 年度）芦屋市権利擁護支援センター事業計画（成果）
- 当日配布資料 5 障害者福祉施設従事者等へのアンケート調査
- 当日配布資料 6 養介護施設従事者等虐待対応プロジェクトチーム構成員一覧表
- 当日配布資料 7 芦屋市「養介護施設従事者等による高齢者への虐待」対応マニュアル（案）

参考資料

芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿

3 審議内容

(1) 平成25年芦屋市権利擁護支援センター事業報告

(事務局 脇)

事前資料 平成25年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告（平成25年12月末現在）について説明

(事務局 山岸)

当日配布資料1 第2次芦屋市地域福祉計画の実施プラン票（推進目標4）

当日配布資料2 第6次芦屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画における権利擁護の位置づけ

当日配布資料3 2013年度（平成25年度）芦屋市権利擁護支援センター事業計画

当日配布資料4 2013年度（平成25年度）芦屋市権利擁護支援センター事業計画（成果）

当日配布資料5 障害者福祉施設従事者等へのアンケート調査 について説明

(神部委員長)

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(片山委員)

芦屋市では、現在どなたが親族後見を引き受けておられるか、把握していますか。

(事務局 脇)

把握はしていません。親族後見フォローアップ研修の案内は、障害者施設やシルバー人材センターなど、親族後見を引き受けている方がいる可能性のあるところに広報しました。この研修は、実際に親族後見を引き受けている方に限らず、今後、親族後見を引き受けることを考えている方も対象としています。

研修に集まった方の中で、既に親族後見を引き受けている方にアンケートを回答いただいた結果を報告したいと考えているところですが、現在は、把握しておりません。

研修参加希望の声は予想以上に多く、20数名となっております。

(片山委員)

親族後見を引き受けている方は、法律家でない方が多く、後になって業務内容を知らなかったという方が結構おられます。1年分の収支をまとめて報告する段階になって、使途不明金が多くあったという話も聞きます。親族後見を引き受ける前にどういう業務をする必要があるかを理解していただくことが重要だと思いますので、引き受ける前に丁寧な研修をしていただけたらと思います。

(事務局 脇)

親族後見の業務内容については、引き受けられる際に、家庭裁判所にてDVDで確認していただいておりますが、内容を忘れてしまう方も多いようですので、フォローアップは必要だと考えています。

(進藤委員)

事前資料2枚目で、「分類別相談内容別相談対応件数」の中での「触法行為」が6件となっておりますが、この項目は具体的にはどういった内容でしょうか。

(事務局 脇)

万引きなどの軽微なものがほとんどです。のべ件数ですので、新規者6名ということではありません。

(神部委員長)

専門相談の件数が昨年度までと比較して減少しているとの話でしたが、その原因としてどのようなことが考えられますか。

(事務局 脇)

専門相談を含め、定期の相談ではないところで、相談を受ける関係ができてきたのではないかと思います。専門相談ではなくても、高齢者生活支援センターから相談があったら、権利擁護支援センターから、支援に協力していただいている法律家の方に電話やメールで伺い、返してもらおうという形で対応できていることによるものと考えています。ただ、そういった関係性も必要だと思いますが、もっと上手に専門家に支援に入っていただくような工夫は必要だとは考えています。

(神部委員長)

事前資料2の分類別相談対応件数で、生活困窮の項目が、昨年度と比較して、高齢者、障がい者ともに件数が増加しておりますが、権利擁護支援センターとしてはいかに対応していくか、今後の方向性を教えてください。

(事務局 脇)

相談件数が増加している状況は感じており、来年度は対応を強化していくことを考えていますが、具体的には、まだ企画できていません。

(森川委員)

私は、他市の病院に入院中の芦屋市民の方の後見人をしています。市内の事業所には親族後見フォローアップの研修について広報しているとのことですが、他市の事業所や施設に関しては研修の広報をする予定はありますか。

(事務局 脇)

近隣施設等にも、今後広報していきたいと考えています。

(森川委員)

家庭裁判所は、親族後見に関心が高いと思いますので、家庭裁判所に置いていただくのもいいのではないかと思います。

(事務局 細井)

親族後見は、手続も複雑ですのでフォローが大切であると認識しています。

家庭裁判所は誰が後見人になっているか公開はしていないので、今後は家庭裁判所と密に連携を取って、講座に来られる方が前向きになれるよう、普及啓発していきたいと考えています。

(神部委員長)

前回の本委員会で、権利擁護支援者養成研修の受講者が減少している中で、若い方にも受講してもらってはとの意見がありました。その点について見解を教えてください。

(事務局 細井)

若い世代にはまだ拡充できていません。今回の研修参加者は70代の方が約半数を占めています。特にシルバー人材センターにご登録いただいている会員の方に、ご自身の意思決定の機会や居場所を作り、社会と関わっていただきたいと考えています。

(神部委員長)

権利擁護の啓発を進めていくために、モデル地区でワークショップを実施しているとの説明もありましたが、他の地域でもこの取り組みは広げていく予定ですか。

(事務局 山岸)

今は積極的な地区で啓発を進めていますが、他の地区でも今後一層取り組んでいきたいと思っています。

(2) 養介護施設従事者等虐待対応プロジェクトチームの報告について

(事務局 奥村)

マニュアルの説明に入る前に、一点お願いがございます。

本来であれば、プロジェクトチームで検討した成果物を事前に委員のみなさまに送付し、この場でみなさまに修正・変更が必要な箇所をご指摘いただき、その内容を取り入れたものに承認を得た上で完成となるのですが、マニュアル案の作成が時間的に厳しく、当日の配布となってしまいました。このような状況ですので、1カ月程度の期間を設け、委員のみなさまにはこのマニュアル案に目を通していただき、ご意見を頂戴し、その意見を反映させたものを完成としたいと思っています。みなさまのご意見を集約し、修正した内容を再度この場で図るべきですが、修正内容は軽微なものみの場合と、根幹から再検討が必要なものがある場合が考えられます。ご指摘のあった内容をどのように反映するか判断と、修正した内容を再度本委員会で諮るべきであるか否かの判断を、事務局に一任していただけないでしょうか。

(神部委員長)

委員のみなさま、事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。

全会一致で承認

(事務局 奥村)

それでは、2月末を目途として、お気づきの点がございましたらメールやFAXでご連絡くださいますようお願いいたします。それをもとに修正したマニュアルは、修正前後対照表と一緒に送付させていただきます。もし内容が大幅に変更する必要があるような場合は、また本委員会で報告させていただきたいと思います。

「芦屋市養介護施設従事者等による虐待対応マニュアル」を作成することとなった背景を説明します。高齢者への虐待を大別しますと、養護者によるものと養介護施設従事者等によるものがあり、本市は、「養護者による高齢者虐待対応マニュアル」は作成しておりますが、養介護施設従事者等によるものは対応数の少なさから作成していませんでした。その状況は厚生労働省の提示している平成24年度のデータでも示されており、養護者によるものの虐待通報は23,843件、うち虐待認定されたものは15,202件であるのに対し、養介護施設従事者等による虐待の通報は736件、うち虐待認定されたものは155件で、養介護施設従事者等による通報の件数は30分の1、また認定があったのは100分の1という状況です。そのような背景から、芦屋市では養護者による虐待対応マニュアルを優先して作成しました。平成24年度には、障がい者虐待防止法が施行、本市も、「障がい者虐待対応マニュアル」を作成し、その中では、養護者、施設従事者等、雇用者の3者について作成しています。

高齢者についても、絶対数は少ないですが、少ないからこそ、マニュアルを作成し、客観的に評価できる体制が必要と考えました。高齢者に対する養介護施設従事者等の虐待対応のプロジェクトチームは、昨年3月6日を第1回とし、全5回開催しま

した。プロジェクトチームの構成員は、司法関係者、権利擁護支援関係者、養介護施設関係者、介護サービス提供事業者からなり、本委員会からも森川委員、片山委員、脇氏に携わっていただきました。マニュアルの構成や文言を考えるうえで、主に元にしたのは「芦屋市高齢者虐待対応マニュアル」と「芦屋市障がい者虐待対応マニュアル」で、それらのマニュアルと統一感が出るように心がけました。また、日本社会福祉士会作成「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」も参考にしております。マニュアル作成にあたり、注意した点は3点で、1点目は法的根拠を明らかにすること、2点目は通報の方法などを使うかたが分かりやすいようにすること、3点目は通報を受けた後に状況を客観的に判断できるようにすることとしました。

(事務局 廣瀬)

当日配布資料 7 芦屋市「養介護施設従事者等による高齢者への虐待」対応マニュアル
(案) の説明

(事務局 廣瀬)

帳票については、まだ改善すべき点があるかもしれませんが、今後使いながら、修正していきたいと考えております。

(神部委員長)

プロジェクトチームでも携わっておられた森川委員、片山委員からご意見等ありますか。

(森川委員)

養護者による虐待の対応マニュアルと比べて、今回は内容が詳しくなっております。

事実確認をする上で、養護者による虐待対応と比べて関係者が増え、その準備も非常に煩雑な手続きが必要となりますので、詳しい内容を記載しています。

(片山委員)

通報件数が少ないからこそ、マニュアルの内容は細かく丁寧で、現場の方が困らないように仕上がっています。帳票Aの「MayBe シート」も、養護者による虐待対応の方では、すぐに書けるようになりかなり簡略な様式にしていますが、養介護施設従事者等によるものは、対象者の情報や状況をできるだけ正確に書いていただけるよう、かなり詳しい様式となっております。マニュアルの内容は膨大ですので、内容のご確認とご意見をお願いしたいと思います。

(神部委員長)

プロジェクトチームの方々のご尽力でここまで具体的な形で出来上がったことに、改めて感謝を申し上げます。

ご意見、ご質問等については、2月末を目途にお寄せいただきたいと思います。今の時点で、委員のみなさまから、ご意見等ありますでしょうか。

(堺委員)

養介護施設従事者等という表記を、堅苦しいように思いますので、サービス提供者のように文言を変えられないでしょうか。

(事務局 奥村)

国の公文と合わせた表現にしていますが、再度検討はしてみます。

(堺委員)

マニュアルは、事後対応となりますが、虐待の再発防止に繋がることも重要だと考えますが、いかがでしょうか。

(片山委員)

再発防止も重要ですが、そもそも虐待は起こってはいけないことなので、まずは早急にこのマニュアルを完成させて現場の方々に読んでいただき、虐待の防止について考えていただきたいと思います。

(宮崎副委員長)

通報から事実確認までの時間の目安の設定は無いのでしょうか。

(事務局 奥村)

養護者による虐待の場合では 48 時間以内との設定がありますが、今回のものは、現状では設定はしておりません。お示しできるかどうか検討します。

(魚崎委員)

サービスを受けている方は、在宅生活であっても、施設的生活であっても、個人としては同じであるため、事実確認の時間の目安設定の必要性に関して違いはないと思います。

(神部委員長)

時間の目安設定に関連して、養介護施設等に調査結果や指導内容を通知してから改善計画書の提出を求めるまでの期間に関しても、設定が必要だと思います。

改善計画書の様式はあるのでしょうか。

(事務局 奥村)

市が所定の様式として作成しているものはなく、事業所が個々に作成しています。

(神部委員長)

あって当然の事項が書かれていないなど、必要な事項が抜け落ちてしまうリスクが懸念されますが、いかがでしょうか。

(事務局 奥村)

事象にもよるので決めづらいところもありますが、様式は県の書式の内容に多少加筆したものになるのではないかと考えております。

また先ほどの時間の目安のことにつきましては、もともと社会福祉士会で決めている目安は 1 カ月となっています。それを参考にもするつもりですが、起こった事象によって、1 カ月待つてよいか否かの緊急性の判断は、事象が起こったときにする必要があると考えています。

(堺委員)

警察への通報が必要な場合もあると考えます。

(神部委員長)

養護者による虐待については、立ち入り調査を要する場合など必要に応じて警察に通報することがあると思いますが、今回の場合、その点についてどう考えていますか。

(事務局 奥村)

養介護施設従事者等による虐待対応の場合でも、警察への通報が必要な場合があります。捜査という点に特化していないので、フロー等には特に記載はしておりませんが、受付機関である市が警察への通報の必要性を随時判断することを想定しています。

(神部委員長)

他に、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

(宮平委員)

意見として、虐待の対応の複雑さを感じますが、私は地域の方に関わる人が多いの

で、今後は虐待防止の普及、啓発に取り組んでいきたいと思ひます。

(神部委員長)

ありがとうございます。マニュアル(案)のご意見・ご質問に関しては、2月末を目途にお寄せいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

(1) その他

(事務局 細井)

事務局よりご連絡したい事項が4点あります。

1点目は、2月22日に開催されます、権利擁護支援フォーラムのご案内です。帝京大学の岸恵美子氏による講演や、民生委員、高齢者生活支援センター、その他専門機関の代表者、行政職員によるパネルディスカッションが行われますので、ぜひご出席ください。

2点目は、養介護施設従事者等虐待対応マニュアル(案)のことです。内容をご確認いただき、1カ月間を目途に、ご意見をいただいた上で、本委員会の開催の有無を事務局で検討させていただきます。開催となった場合には、ご出席のほど、よろしくお願ひいたします。

3点目は、本委員会の委員就任期間は、平成26年3月末までです。来年度から、新たな任期を迎えるにあたり、委員就任の依頼をさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

4点目は、本委員会の構成員のことです。来年度はシルバー人材センターの方1名を委員としてお迎えしたいと思ひております。議論の中でもありました親族後見をはじめとした、高齢者の方の社会での活躍を期待しておりますので、ぜひ承認いただけたらと思ひますがいかがでしょうか。

全会一致で承認

(事務局 細井)

ありがとうございます。来年度から委員としてお迎えしたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

(神部委員長)

以上で、予定されておりました議事は全て終了しました。

委員のみなさま、ありがとうございました。

閉 会